

会社の営業譲渡を利用した企業の再生方法があると聞きましたが、どのような方法でしょうか？

Q&A

企業再生への道

営業譲渡を利用した再生方法



ルート法律事務所
高山智行弁護士
電話 06 (631
1) 0065 番

取得しにくい許
認可がある事業
の場合、十分な
検討が必要とな
ります。
また、営業譲
渡の価格が適正

営業譲渡は会社の営業の一
部、または全部を第三者に譲
渡するという方法です。営業
譲渡によって譲渡されるの
は、営業用資産やのれんなど
です。金融負債が譲受人
に引き継がれることはありません。
したがって、優良部門
を従業員とともに第三者に移
転させ、企業再生を図ること
が可能となります。経営者
については、譲渡先と事前に交
渉を行い、譲渡先の従業員と
して雇用してもらうことも考
えらるるでしょう。

また、営業譲渡を行う際の
手続きも、譲渡会社と譲受会
社の各株主総会で足りること
が多いため、いわゆるオー
ナー企業が多い中小企業で
は、煩雑ということはありま
せん。他方、取引先や仕入れ
先にとって、営業譲渡後は全
く新たな会社との取引とい
うことになり、取引を
継続してもらえないかにつ
いて慎重な判断が必要です。
官公庁からの許認可につ
いても、営業譲渡があると譲渡
先には引き継がれないことが
ありますので、

でない」と、債権者などとの間
で紛争が起こりうることにな
ります。特に、経営者または
その親族の経営する企業へ営
業譲渡する場合は、財産隠匿
を疑われやすい場面ですの
で、譲渡代金の調達経路につ
いても明確に説明できるように
しておくべきです。
営業譲渡の対象に事業活動
に不可欠な不動産が含まれて
おり、これに金融機関の抵当
権が設定されているような場
合、金融機関との間で交渉を
行って営業譲渡代金からの返
済額を確定させなければ、不
動産の名義変更ができません。
そのため、金融機関との
合意が必要となります。
営業譲渡を行った場合、譲
渡した会社そのものの自力再
建は不可能となることが多い
ので、営業譲渡を行った上で、
破産や民事再生の方法によっ
て会社を清算するのが一般的
であるといえます。